

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 28 日農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和 7 年 5 月 30 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	6 者	萩原町東宮重字中島方 10 番ほか 20 筆
瀬戸市	3 者	十軒町 380 番ほか 4 筆
春日井市	5 者	桃山町 3 丁目 92 番 1 ほか 13 筆
犬山市	2 者	羽黒朝日二丁目 3 番 2 ほか 2 筆
江南市	3 者	高屋町大門 235 番ほか 9 筆
小牧市	2 者	岩崎一丁目 25 番ほか 63 筆
稲沢市	11 者	一色中屋敷町 97 番ほか 48 筆
尾張旭市	10 者	北山町北山 344 番ほか 618 筆
豊明市	6 者	杣掛町一長田 62 番 1 ほか 30 筆
清須市	1 者	一場福島 106 番
愛知郡東郷町	6 者	大字春木字新池 269 番ほか 19 筆
丹羽郡大口町	7 者	秋田二丁目 169 番ほか 32 筆
丹羽郡扶桑町	4 者	大字斎藤字座敷野 111 番ほか 35 筆